

# ふるさと新宿区わがまち応援寄附金のご案内

## ふるさと新宿区わがまち応援寄附金について

「ふるさと新宿区わがまち応援寄附金」は、ふるさと納税制度による寄附金が区政や地域社会に有意義に活用されるよう、新宿区内に主たる事業所があり公益的活動を行っている団体を対象に、寄附される方が応援したい団体を指定して新宿区に寄附する制度です。

## ふるさと新宿区わがまち応援寄附金及び支援金の概要について

◎寄附対象者：区民、区外者を問わず寄附を希望する個人の方が対象。

※区への寄附金は、ふるさと納税制度（所得税・住民税の寄附金控除）の対象となります。

（裏面「ふるさと納税（寄附者の税制上の優遇措置）のご案内」参照）

※寄附に伴う新宿区からの返礼品の贈呈はありません。

※寄附を受けた団体が寄附者に対して寄附に伴う返礼品等の贈呈を行うことはできません。

◎支援金対象団体：東京都税条例指定寄附金の対象団体で、主たる事務所・事業所の住所が新宿区の団体  
（令和4年12月末現在376団体）

※対象団体一覧は区ホームページでご確認ください（右図二次元コード）。



◎支援金額：寄附金額の7割を上限に、寄附者の指定した団体が申請する金額を支援金として交付。

寄附金額の残額（3割（下限））は、新宿区が区政全般のために活用。

### 【支援金の交付例】

令和5年1月～12月において、支援金対象団体A団体を指定した寄附金総額が200万円だった場合、令和6年度のA団体に対する支援金の上限は200万円×0.7=140万円になります。

残りの60万円は区政全般に活用します。

## 対象団体への支援金の主な流れ

- ①【1月～12月】 寄附者が、支援したい対象団体を指定して新宿区に寄附する。
- ②【翌年4月～6月】 新宿区が、寄附者から指定のあった対象団体へ支援金について説明する。
- ③【翌年6月～7月】 対象団体は、支援金受領の意思があれば、新宿区へ支援金の交付申請を行う。
- ④【翌年7月～8月】 新宿区が、交付申請の内容を審査した上で、対象団体へ支援金を交付する。
- ⑤【翌々年4～5月】 対象団体が、「支援金活用実績報告書」を新宿区へ提出する。
- ⑥【翌々年5月～6月】 新宿区が、支援金交付・活用実績を区ホームページで公表する。

## ふるさと新宿区わがまち応援寄附金の諸注意事項について

ふるさと新宿区わがまち応援寄附金の団体への支援金について、下記の理由により支援金を交付できない場合や、支援金の交付決定の取り消しを行う場合があります。支援金の交付決定の取り消しがあった場合に、既に支援金が支払われているときには、交付した支援金を返還していただきます。

この場合、返還された寄附金等は、区が区政全般のために活用し、寄附者への返還はいたしません。

- 支援金の交付申請時に支援金対象団体の要件を満たさなくなった場合
- 支援金を支援金対象経費以外に使用した場合
- 支援金実績報告書を指定した期日までに提出しなかった場合
- 偽りの申請その他不正の手段により支援金の交付決定を受けた場合
- 支援金の交付申請をしなかった場合 など

## 寄附をしていただくには ～手続きのご案内～

### 1 納付書による受入れ

①「寄附金申込書」を総務課寄附金担当へお送りいただき、寄附をお申込みください。

※寄附金申込書は新宿区ホームページからダウンロードいただけます。

②区は、「寄附金申込書」を受領後、寄附申込者に納付書を送付します。

③納付書がお手元に届いたら、納付書により銀行、郵便局、区の特別出張所等から寄附金をご納付ください。

④寄附金の納付確認後に区から「寄附金受領証明書」を送付いたします。

【送付先】〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町 1-4-1 新宿区役所総務課総務係 寄附金担当あて

### 2 現金書留による受入れ

「寄附金申込書」を同封の上、総務課寄附金担当あてに郵送してください。

※郵便料・手数料は寄附者のご負担となります。

### 3 現金による受け入れ

現金でのご寄附を希望される方は、総務課総務係（本庁3階1番窓口）までお越しください。

※事前にご連絡をいただきますとスムーズにお手続きいただけます。

## ふるさと納税（寄附者の税制上の優遇措置）のご案内

区への寄附金は、自己負担額の2,000円を超える分について、所得税・住民税の寄附金控除の対象となります。控除を受けるためには、原則として確定申告が必要です。詳しくは、税務署にお問い合わせください。

### ◎ワンストップ特例制度による寄附金控除について◎

区へ寄附していただいた方で、給与所得者などの一定の要件に該当する方は、区へ申請を行うことにより、確定申告の手続きを要せずに寄附金控除が受けられる「ワンストップ特例制度」がご利用いただけます。制度の適用条件や申請書類については、総務課寄附金担当にお問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

新宿区総務部総務課総務係 寄附金担当 電話 03-5273-3505 FAX 03-3209-9947